

代替交通手段である洲本市コミュニティバスについて (案)

現在、市南部の上灘地区から由良地区にかけては、兵庫県道 76 号洲本灘賀集線上を淡路交通株式会社が路線バス「上灘線（来川～由良保育所前）」を運行していますが、平成 24 年 3 月末をもって路線退出を希望する申出書が兵庫県生活交通対策地域協議会へ提出されています。

この地域は、路線バス以外に交通手段がなく、移動に支障をきたす住民も多く、また、地域の高齢化率も非常に高いため、淡路交通株式会社が路線退出した後、代替交通手段を確保する必要があります。このため、当該地域における最適な代替交通手段の提供が可能な運行事業者を選定し、当該運行業務を委託します。

運行事業者

株式会社洲本観光タクシー（代表取締役 三原正行）

運行コース

別紙「協議 2 - 2」 洲本市コミュニティバスの運行ルート及び停留所の設置 (案) の通り

（ 起 点：洲本バスセンター
終 点：来川
経由地：由良、中津川
キロ程：23.2 km ）

乗降場所

別紙「協議 2 - 2」 洲本市コミュニティバスの運行ルート及び停留所の設置 (案) の通り

運賃

別紙「追加 2 - 2 - 2」 洲本市コミュニティバスの運賃表 (案) の通り

時刻表

別紙「追加 2 - 2 - 3」 洲本市コミュニティバスの時刻表 (案) の通り

備考

- 委託料は、運行欠損額（運行費用－運賃）を基本額とします。
- 委託期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 3 年 6 ヶ月間を予定しています。